

認定鳥獸捕獲等事業者

講習実施要領

（
安全管理講習
技能知識講習
）

平成30年9月

発行 環境省自然環境局 野生生物課鳥獸保護管理室

－ 目 次 －

(1) 講習実施要領について	1
(2) 講習の要件	2
(3) 講習の開催方法	3
(4) 講習カリキュラムの作成	4
(5) 講師の選定	7
(6) 講習の進め方	8
(7) 習熟度確認テストの実施	9
(8) 修了証の発行	16

(1) 講習実施要領について

この講習実施要領は、認定鳥獣捕獲等事業者講習（安全管理講習、技能知識講習）が適切に実施されるよう、講習の開催方法、講師選定の考え方、講習の進め方、習熟度の確認方法、修了証の発行等について定めたものです。

講習を自ら実施しようとする団体や事業者のご担当の皆様は、本実施要領を踏まえ、適切な講師を選定し、適切なカリキュラムを作成し、講習を開催してください。

また、講師を務める予定の皆様は、本実施要領を踏まえ、受講者が講習内容を確実に習得できるよう、講習内容のポイントを押さえつつ、テキストのほかに講習補助教材等を活用したり、追加的に事業者が自ら実施する鳥獣捕獲等事業も想定した具体的な内容も盛り込んだりして、受講者の理解が進むよう工夫しましょう。

<関連情報の入手先>

以下の情報については、環境省ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>

- 講習テキスト
- 講習実施要領
- 講習補助教材（パワーポイント資料等）

(2) 講習の要件

鳥獣捕獲等事業の認定を受ける場合は、事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が安全管理講習と技能知識講習を申請前3年以内に修了する必要があります。また、都道府県知事に認定申請をする際には、捕獲従事者が、当該講義を全て受講し、習熟度確認テストを受けた人のみが受領できる講習会の修了証の写しを提出する必要があります。

講習については、認定を受けようとする法人が自ら開催することや、外部の団体、都道府県、各種の学校等が実施することも考えられます。当面の間は環境省も開催する予定です。

安全管理講習及び技能知識講習は、次の点を満たす必要があります。

- 技能知識講習は合計5時間以上、安全管理講習は合計5時間以上実施すること
- 環境省が作成した講習テキスト又はその内容に相当する教材を使用すること
- 環境省が作成した講習実施要領に従うこと
- 適切な講師を選定すること

講習は、環境省が作成した講習テキストの内容に準じ、以下の項目を実施しなければなりません。

【技能知識講習】（5時間以上）

- ①科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理（鳥獣の生態を含む。）
- ②鳥獣の保護又は管理に関連する法令（鳥獣保護管理法及び関係法令）
- ③認定鳥獣捕獲等事業者制度
- ④鳥獣捕獲等事業における捕獲手法

【安全管理講習】（5時間以上）

- ①鳥獣捕獲等事業の工程管理
- ②鳥獣捕獲等事業における安全確保

講習の実施者は、講習を全て終了した後に、全ての講習項目について習熟度を確認するためのテスト（習熟度確認テスト）を実施します。

修了証は、全ての講習を受講して習熟度確認テストを受けた者のみに発行します。習熟度確認テストを実施した結果、一定の習熟度に達しない者については、習熟度確認テストの結果を解説する等により補習を行い、習熟度の向上を図ります。

なお、講習は、複数の講習実施者が実施する講習・習熟度確認テスト等により、数回に分割して受講しても構いません。その場合は、分割した講習毎に講習実施者がそれぞれ修了証を発行することも可能です。

講習の実施者は、都道府県知事が認定をする際に、講習が適切に実施されたかを申請者に確認する場合があるため、講習の実施方法、内容及び講師、受講者の出席状況等について必要な資料を求められることがあります。講習を実施する団体や事業者は、そのような資料を提出できるように、講習内容や受講者を記録しておく必要があります。

(3) 講習の開催方法

講習を自ら実施しようとする団体や事業者は、適切な講師を選定し、適切なカリキュラムをたて、講習を開催する必要があります。

認定を受けている又は受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、自らの捕獲従事者等を対象に講習を開催しようとする場合においては、事業管理責任者*又は事業責任者になる予定の者が責任を持って、講習を企画し、開催することが望ましいです。

*事業管理責任者は、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業が適切に実施されるよう、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理体制を確保する責任を有し、かつ、事業従事者に対して研修を実施する責任を有します。

講習は、狩猟免許を所持している者が受講することを想定した内容になっています。このため、講習を受講する者は、講習を受講する前に狩猟免許を取得することが望ましいです。

講習の開催方法については、人数、場所、日程、講義の方法等に特に定めはありませんので、適切な方法により実施してください。なお、出席の確認は必ず行ってください。

(4) 講習カリキュラムの作成

カリキュラムは、規定の時間を満たせば、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業や受講者のレベル、事業者の実態や地域性に応じて、実施日程（1日でも、2日連続でも、数回に分割しても構いません）、講習の順番（テキストは一般的に受講者が理解しやすい順番になっていますが変更しても構いません）、時間配分（安全管理講習5時間以上、技能知識講習5時間以上で、大幅に特定の項目に偏ってはなりません）等については、実施者が決めることができます。

次ページは、標準的なカリキュラム例です。

表 技能知識講習 カリキュラム及び時間割の例(1日目)

時間割	項目	主な内容
10:00～11:00 (1時間)	科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の鳥獣保護管理の現状 (被害の深刻化、これまでの個体数管理) 科学的・計画的な鳥獣保護管理の必要性 鳥獣の捕獲の担い手に係る現状と課題 鳥獣の管理の強化 認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要
11:00～12:00 (1時間)	鳥獣の保護又は管理に関連する法令	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護管理法の目的、施策体系、各主体の役割等 鳥獣捕獲等事業に関連する各法令
12:00～13:00	昼食・休憩	
13:00～15:00 (2時間)	認定鳥獣捕獲等事業者制度	<ul style="list-style-type: none"> 認定要件 認定申請手続き、認定後に求められること 指定管理鳥獣捕獲等事業
15:00～16:00 (1時間)	鳥獣捕獲等事業における捕獲手法	<ul style="list-style-type: none"> 銃による捕獲 わなによる捕獲

表 安全管理講習 カリキュラム及び時間割の例（2日目）

時間割	講習項目	主な内容
10：00～12：00 (2時間)	鳥獣捕獲等事業の工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣捕獲等事業の流れ ・事前調査 ・業務計画書の作成 ・必要な許可の取得や関係機関等との調整、周知 ・捕獲作業の実施
12：00～13：00	昼食・休憩	—
13：00～14：00 (1時間)	鳥獣捕獲等事業における安全確保① 「捕獲従事者の安全管理に関する心構え」	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の安全管理に関する心構え ・安全確保の基本
14：00～15：00 (1時間)	鳥獣捕獲等事業における安全確保② 「銃器による捕獲の安全確保」	<ul style="list-style-type: none"> ・銃の安全な保管、点検、使用 ・事前の準備 ・作業前に確認する項目 ・現場での安全確保 ・銃器による事故の事例
15：00～16：00 (1時間)	鳥獣捕獲等事業における安全確保③ 「わなによる捕獲の安全確保」	<ul style="list-style-type: none"> ・わなの安全な保管、点検、使用 ・わなの選択と整備 ・わなの設置場所の選定 ・見回り、止めさし ・錯誤捕獲の低減のために ・わなによる事故事例
16：00～16：30 (0.5時間)	習熟度確認テスト	—

(5) 講師の選定

講習会は、講師が重要な役割を果たします。

講師は、講習の項目に応じて、鳥獣保護管理に関する知識や経験が豊富な方、安全管理に関する知識や経験が豊富な方、捕獲実績が豊富で、組織でのリーダー経験が豊富な方等が務めることが望ましいです。自らの組織に適当な者がいない場合は、外部の専門家に講師を依頼する等、外部の講師を活用することも考えられます。

【講師として望ましい方々（※講義の内容により望ましい要件は異なります。）】

- ・鳥獣保護管理に関する知識や講師等の経験が豊富な方（例：鳥獣保護管理捕獲コーディネーター、鳥獣被害対策実施隊長等）。
- ・鳥獣の捕獲実績が豊富で、組織でリーダーとしての経験がある方（例：鳥獣の捕獲実績が豊富で、企業等で管理職経験のある方等）。
- ・公共事業等を組織として受託した経験がある方。
- ・鳥獣捕獲等事業を発注した経験がある方。

◇◇ 鳥獣保護管理に係る人材登録制度 ◇◇

鳥獣保護管理に係る人材登録制度は、鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介する仕組みです。

「鳥獣保護管理捕獲コーディネーター」（管理計画等の実施の際、現場において適切な捕獲方法の指導、集落等への出没対策や鳥獣による被害防止対策等の助言、指導を行う者）等、講師としてふさわしい知識や経験を持つ方が登録されていますので、ぜひご活用ください。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

(6) 講習の進め方

講師は、講習の前提条件（認定鳥獣捕獲等事業者と捕獲従事者の役割、講習の到達目標等）をよく理解しておく必要があります。講習の受講者の業種、実績等は様々です。講習の前提条件を理解したうえで、受講者のバックグラウンド、鳥獣保護管理に関する知識や経験等の違いに配慮し、様々な実例や視覚的な資料を用いて丁寧に実施することが求められます。

【講習の前提条件】

- 認定鳥獣捕獲等事業者の役割
 - ・ 公的な捕獲等事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）において、鳥獣の捕獲等に係る業務を受託し、契約に基づき確実に遂行する
 - ・ 確実な安全管理を行い、事故を未然に防ぎ、法令を遵守して適切かつ円滑に鳥獣の捕獲や処分等を担当する
 - ・ 将来的には、特定鳥獣保護管理計画に基づく鳥獣保護管理の評価、検証を担うことが期待される

- 捕獲従事者の役割
 - ・ 組織の指揮命令系統を理解し、指示に従う
 - ・ 現場において冷静さを失わず、自身及び周囲への安全管理をしながら捕獲作業に従事できる
 - ・ 鳥獣行政、技術開発等に関する最新の知識や情報を把握するように努め、日々の取り組みの中で改善、修練を怠らない

- 講習の到達目標
 - ・ 法令に関する知識、鳥獣保護管理に関する知識を習得する
 - ・ 鳥獣捕獲等事業を安全に、かつ適切に実施する上で必要な安全管理に関する知識を修得する
 - ・ 現場において安全管理を最優先し、冷静さを失わずに捕獲作業に従事する

事業者が自らの従事者に講習を実施する場合に、事業者内で講師を務める者や、外部講師として招かれた者は、事業者の要望を踏まえる等して、必要な場合は、その事業者が重点をおきたい内容を詳細に実施することも想定されます。

講習は、環境省が作成した講習補助教材のパワーポイント資料等を使用して実施することを想定していますが、印刷したものを配布して説明しても構いません。講師は、パワーポイントのノート機能に記載された全ての内容を受講者に講習してください。講師は、受

講者が講習内容を理解しやすいよう、事業者が自ら講習を実施する場合は、自ら実施する鳥獣捕獲等事業の具体的な内容等、鳥獣捕獲等の経験を踏まえ、補足説明や経験談等を交えて講習するのが望ましいです。補助教材（動画や写真、わなの実物等）を積極的に活用し、受講者が理解しやすいよう工夫してください。

講習では、必ずしも講師が受講者に一方通行で解説する形式をとる必要はありません。むしろ、受講者の理解を助け、かつ集中力を持続させるため、講習内で必要に応じて質疑応答を受け付けましょう。

(7) 習熟度確認テストの実施

すべての講習を終了後、受講者が講習内容を正しく理解したかについて、習熟度を確認します。習熟度の確認は、基本的には例題集（習熟度確認テスト）を用いて実施してください。採点は、受講者に自ら自己採点させても構いません。習熟度確認テストの終了後に解説を行ったり、正答しなかった項目は受講者各自が自ら復習するよう助言する等により、習熟度の向上を図ってください。

【習熟度確認テスト（例）】

認定鳥獣捕獲等事業者講習会

習熟度確認テスト

1. 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理について

問1. ニホンジカの個体群管理に関して、正しいものはどれか。

- ア. ニホンジカは一夫一妻制であり、オス、メスマンべんなく捕獲することが個体群管理に重要である。
- イ. ニホンジカは一夫多妻制であり、特にオスの捕獲が個体群管理に重要である。
- ウ. ニホンジカは一夫多妻制であり、特にメスの捕獲が個体群管理に重要である。
- エ. これから大人になる幼獣の捕獲がニホンジカの個体群管理に重要である。

問2. 認定鳥獣捕獲等事業者に求められる姿勢について、正しいものはどれか。

- ア. 認定鳥獣捕獲等事業者は、効率的な捕獲のみを追求し、夜間銃猟や個体の放置をできるだけ実施して、捕獲にまい進すべきである。
- イ. 認定鳥獣捕獲等事業者は、効率的な捕獲、経営的な効率性が求められるので、時間・経費の節約のために法令順守や安全管理は求められない。
- ウ. 認定鳥獣捕獲等事業者は、効率的な捕獲、経営的な効率性が求められるので、時間・経費の節約のために受託した業務を確実に履行できなくても仕方がない。
- エ. 認定鳥獣捕獲等事業者は、効率的な捕獲、経営的な効率性が求められる一方で、野生鳥獣の命と向き合う行為である以上、一般狩猟と同じく鳥獣保護への深い理解、品位のある振る舞いも求められる。

問3. 認定鳥獣捕獲等事業者のあり方について、正しいものはどれか。

- ア. 認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣捕獲等事業に関して公的に認定を受けた事業者として、地域住民等を含む社会からの要請に沿った適切な事業推進が求められる。
- イ. 認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣捕獲等事業に関して公的に認定を受けた事業者であるから、地域住民等の生活を犠牲にしても、鳥獣捕獲等事業に真摯に取り組むべきである。
- ウ. 認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣捕獲等事業に関して公的に認定を受けた事業者であるから、法令は遵守しなくてもよい。
- エ. 認定鳥獣捕獲等事業者は、指定鳥獣捕獲等事業に関して公的に認定を受けた事業者であり、鳥獣の捕獲技術のみ、向上を図ることが求められる。

2. 鳥獣の保護又は管理に関する法令について

問1. 鳥獣保護管理法について、正しいものはどれか。

- ア. 鳥獣保護管理法では、「鳥獣の管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを指す。
- イ. 鳥獣保護管理法では、「鳥獣の管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を可能な限り減少させ、又はその生息地も限られた範囲に縮小させることを指す。
- ウ. 鳥獣保護管理法では、「鳥獣の管理」とは、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣を可能な限り減少させ、生息地を奥山に限定させることを指す。
- エ. 鳥獣保護管理法では、「鳥獣の管理」とは、生物の多様性の確保の観点から、鳥獣の生息数を増やし、生息地を広げることを指す。

問2. 鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業について、正しいものはどれか。

- ア. 指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県又は国の機関が実施する事業であり、実施主体である都道府県又は国の機関は、その事業を認定鳥獣捕獲等事業者等に委託することができる。
- イ. 指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき市町村の機関が実施する事業であり、実施主体である市町村の機関は、その事業を認定鳥獣捕獲等事業者等に委託することができる。
- ウ. 指定管理鳥獣捕獲等事業は、国が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、国又は都道府県が実施する事業であり、実施主体である国又は都道府県はその事業を認定鳥獣捕獲等事業者等に委託することができる。
- エ. 指定管理鳥獣捕獲等事業は、国が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、都道府県が実施する事業であり、実施主体である都道府県はその事業を認定鳥獣捕獲等事業者等に委託することができる。

問3. 銃刀法の趣旨に関する記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 認定鳥獣捕獲等事業者は、所持を許可された鉄砲は事業者の建物に自由に保管することができる。
- イ. 認定鳥獣捕獲等事業者は、効率的な捕獲のために移動中も常に実包等を装填していることが認められる場合がある。
- ウ. 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者は、年1回の警察署での銃の検査が免除される。
- エ. 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であっても、銃猟による事故を予防するため、猟銃の操作及び射撃の練習を行わなければならない。

3. 認定鳥獣捕獲等事業者制度について

問1. 鳥獣捕獲等事業の認定を受けるための要件のうち、組織に関する基準で正しいものはどれか。

- ア. 鳥獣捕獲等事業者は、法人格がなくても実体があれば認定を受けることができる。
- イ. 事業管理責任者は、鳥獣捕獲等事業者である法人の代表者を含む役員や雇用者（常勤・非常勤は問わない）の中から、鳥獣捕獲等事業の統括や事業従事者の監督権限が与えられている者を選任する。
- ウ. 事業管理責任者は、鳥獣捕獲等事業を熟知していて、組織の役員等管理者権限を有していれば、狩猟免許を所持していなくてもなることができる。
- エ. 鳥獣捕獲等事業者は、事業管理責任者と捕獲従事者の2人いれば認定を受けることができる。

問2. 鳥獣捕獲等事業の認定を受けるための要件のうち、安全管理体制に関する基準で正しいものはどれか。

- ア. 鳥獣捕獲等事業者は、認定を受ける際に、安全管理規程を提出することが義務付けられており、規程には、連絡体制図、安全確保のための配慮事項、猟具の定期的な点検及び安全な取扱いに関する事項、事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項等が含まれていなければならない。
- イ. 鳥獣捕獲等事業者は、認定を受ける際に、安全管理規程を提出することが義務付けられているが、認定時に提出すれば、その後、安全管理規程の改善を行う必要はない。
- ウ. 鳥獣捕獲等事業者は、認定を受ける際に、事業管理責任者及び捕獲従事者が安全管理講習又は救急救命講習を受講していなければならない。
- エ. 鳥獣捕獲等事業者は、認定を受ける際に、事業管理責任者が救急救命講習を受講していることが望ましい。

問3. 指定管理鳥獣捕獲等事業における特例について、正しいものはどれか。

- ア. 認定鳥獣捕獲等事業者であれば、事業実施期間が過ぎても捕獲許可が不要になった。
- イ. 認定鳥獣捕獲等事業者で、安全を確保する実施方法と実施体制が整えば、夜間銃猟が自由にできるようになった。
- ウ. 指定管理鳥獣捕獲等事業では、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画において生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、特に必要があるとして都道府県が定めた場合に、捕獲個体の放置が認められる場合がある。
- エ. 認定鳥獣捕獲等事業者であれば、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、特に必要がある場合に、捕獲個体の放置が認められる場合がある。

4. 鳥獣捕獲等事業における捕獲手法について

問1. 捕獲手法について正しいものはどれか。

- ア. 認定鳥獣捕獲等事業は、法定猟法以外の猟法により鳥獣捕獲等事業を実施するために、認定を受ける。
- イ. 認定鳥獣捕獲等事業者が選択する捕獲手法や安全確保のための共有する事項等は、全国一律である。
- ウ. 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者は、常日頃から情報を収集し、地域特性を理解する姿勢が求められる。
- エ. 捕獲従事者が慣れない捕獲手法を用いることは様々な危険が潜むため、一つの捕獲手法のみを理解、習得し、どのような捕獲の目的でもその手法を用いる。

問2. 銃による捕獲の特徴について、正しいものはどれか。

- ア. 銃による捕獲では、射程に入っていない場合にも射撃して、捕獲数の向上に努めるべきである。
- イ. 銃による捕獲では、獲物を見つけたらすぐに射撃するので、技術や経験は必要ない。
- ウ. 銃による捕獲では、構造物を設置する必要がないので、地形や植生に左右されずどこでも射撃ができる。
- エ. 銃による捕獲では、対象鳥獣を確実に目視し、命中させることができる距離に近づいてから、射撃する必要がある。

問3. わなによる捕獲の特徴について、正しいものはどれか。

- ア. 認定鳥獣捕獲等事業者は、事業の効率性の観点から、わなの見回りは2日に1回行う。
- イ. 認定鳥獣捕獲等事業者であっても、わなを設置するのであれば、原則として毎日の見回りが必要である。
- ウ. わなによる捕獲では、捕獲した鳥獣はわなで拘束されているので、暴れて危険を及ぼすことはない。
- エ. 認定鳥獣捕獲等事業者は、事業の効率性の観点から、どこにわなを仕掛けても良い。

5. 鳥獣捕獲等事業の工程管理について

問1. 認定鳥獣捕獲等事業者に求められる責務として、正しいものはどれか。

- ア. 鳥獣捕獲等事業を受託した認定鳥獣捕獲等事業者は、効率が良いと思われる手法や地域で自由に業務を遂行することができる。
- イ. 鳥獣捕獲等事業を受託した認定鳥獣捕獲等事業者は、仕様書等に基づいて事前調査を実施し、業務計画書を作成して発注者との協議の上で業務を遂行する。
- ウ. 鳥獣捕獲等事業を受託した認定鳥獣捕獲等事業者は、仕様書等のおりに業務を遂行し、仕様書等に記載のない場合は、独自に判断する。
- エ. 鳥獣捕獲等事業を受託した認定鳥獣捕獲等事業者は、仕様書等に業務内容が記載されているため、事前調査や現地確認は必要ない。

問2. 鳥獣捕獲等事業における作業ミーティングについて、正しいものはどれか。

- ア. 鳥獣捕獲等の経験が豊富な現場監督者と捕獲従事者のチームであれば、常に呼吸の合った作業が可能なので、ミーティングは不要である。
- イ. 鳥獣捕獲等の経験が豊富な現場監督者と捕獲従事者のチームであっても、必ず作業開始時、終了時にミーティングを実施する。
- ウ. 作業開始前ミーティングでは、事業管理責任者と現場監督者のみが立ち会って実施する。
- エ. 事業の効率性を考え、作業開始前ミーティングは短時間で簡単に実施し、必ずしも全員出席しなくてもよい。

問3. 鳥獣捕獲等事業における作業について、正しいものはどれか。

- ア. 鳥獣捕獲等事業においては、安全管理上、必ず2名以上の体制で捕獲作業を実施する。
- イ. 鳥獣捕獲等事業においては、事業の効率性が重要であるため、捕獲従事者は個別に行動し、効率的な捕獲を目指すべきである。
- ウ. 鳥獣捕獲等事業においては、天候などの影響で現場の状況が変わることがよくあるので、業務計画書は作らず、その都度捕獲従事者が判断して実施しなければならない。
- エ. 鳥獣捕獲等事業においては、事業の効率性が重要であるため、捕獲の記録は後でまとめて記録する。

6. 鳥獣捕獲等事業における安全確保の実際

問1. 捕獲従事者の安全管理に関する心構えについて、正しいものはどれか。

- ア. 認定鳥獣捕獲等事業者は効率的な捕獲にまい進するため、地域住民等への配慮はしなくてもよい。
- イ. 経験豊富な捕獲従事者であっても、鳥獣捕獲等事業においては、発注者の意向や事業者の方針に従って捕獲作業に従事する必要がある。
- ウ. 鳥獣捕獲等事業は、経験豊富な捕獲従事者であれば、多少違法であっても、捕獲効率の向上を最優先すべきである。
- エ. 地域住民に過剰な不安を抱かれないために、地域住民にはわなの特性や危険の内容を知らせないほうがよい。

問2. 銃による捕獲の安全管理について、正しいものはどれか。

- ア. 鳥獣捕獲等事業においては、捕獲率向上のため、捕獲従事者は自由に動き回り、自由に発砲すべきである。
- イ. 鳥獣捕獲等事業においても、対象鳥獣や採用する捕獲方法に応じて、適切な銃器を選ぶ。
- ウ. 鳥獣捕獲等事業においては、銃による捕獲を実施する場合には、効率的に捕獲するために、常に実包を装填しておく。
- エ. 鳥獣捕獲等事業においては、捕獲頭数を増やすために、周囲の見通しが悪くても、なるべく多く発砲する。

問3. わなによる捕獲の安全管理について、正しいものはどれか。

- ア. わなで捕獲した捕獲個体は、わなで拘束されていて周囲に対する危険は少ない。
- イ. わなで捕獲した捕獲個体には、斜面の下側から近づくのがよい。
- ウ. わなで捕獲した捕獲個体には、斜面の上側から近づくのがよい。
- エ. 認定鳥獣捕獲等事業者では、事前に住民等に周知をしておけば、わな自体には注意喚起等の看板は不要となった。

(8) 修了証の発行

全ての講習を受講し、習熟度テストにより習熟度を確認した場合は、講習を実施した者（事業者、団体等）は、受講者に修了証を発行してください。様式例は以下の通りです。

【修了証様式例】			
第	号	平成 年 月 日	
認定鳥獣捕獲等事業者講習会 (技能知識講習・安全管理講習) 修了証			
住	所：		
氏	名：		
生	年 月 日：		
修了証発行日：			
上記の者が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項第9号イに定める安全管理講習及び同号ロに定める技能知識講習について、下記のとおり修了したことを証します。			
環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室長 ㊟			
記			
	技能知識講習の項目	時間数	受講日
1	科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理	1時間	平成 年 月 日
2	鳥獣の保護又は管理に関連する法令	1時間	平成 年 月 日
3	認定鳥獣捕獲等事業者制度	2時間	平成 年 月 日
4	鳥獣捕獲等事業における捕獲手法	1時間	平成 年 月 日
	安全管理講習の項目	時間数	受講日
1	鳥獣捕獲等事業の工程管理	2時間	平成 年 月 日
2	鳥獣捕獲等事業における安全確保	3時間	平成 年 月 日
習熟度を確認した日：平成 年 月 日			

表面

注意事項

- 一. この修了証は講習を修了した証明です。
- 一. この修了証を以て鳥獣の捕獲等が自由にできるわけではありません。
- 一. 鳥獣捕獲等事業の認定を受けるためには、都道府県知事への申請が必要です。

裏面

(備考)

1. 修了証番号の付け方は任意とする。
2. 受講者の住所は、本人の住所を記載すること。
3. 一部の講習のみについて修了証を発行する場合は、[のうち以下の講習]の中を記載すること。
4. 時間数欄には、講習を受講した時間（1時間半、2時間等）を記載すること。
5. 受講日欄には、講習を受講した日付を記載すること。なお、出欠をとる等により、確実に本人が出席したことを確認すること。
6. 習熟度の確認をした日欄には、習熟度テストを受講した日を記載すること。習熟度の確認を複数日程に分けて実施した場合は、「技能知識講習1～4、安全管理講習1：平成 年 月 日、安全管理講習2：平成 年 月 日」等、項目ごとに習熟度を確認した日がわかるように記載すること。なお、習熟度テストの結果、十分に習熟していないとされた場合は、講師がポイントを解説したり自習したりすること等により習熟度を高め、修了証を発行すること。
7. 修了証の発行者は団体に限るものとし、個人は発行者になれない、
8. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

作成の注意事項

認定鳥獣捕獲等事業者 講習実施要領
〔安全管理講習 技能知識講習〕

平成 27 年 7 月（初版）

平成 30 年 9 月（第 4 版）

発行／環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話 03-3581-3351（代表）
